

資本関係等がある会社（事業主）に係る調査について

令和6年（2024年）3月29日
熊本県土木部監理課

熊本県へ指名願いを提出している業者間において、役員の兼任状況、親子・兄弟会社及びそれに類する関係について調べるものです。調査票に該当する関係がある二者以上については、入札への参加が制限されます。以下の説明を十分に確認した上で調査票に記入し、令和6年（2024年）4月12日（金）までに提出してください。

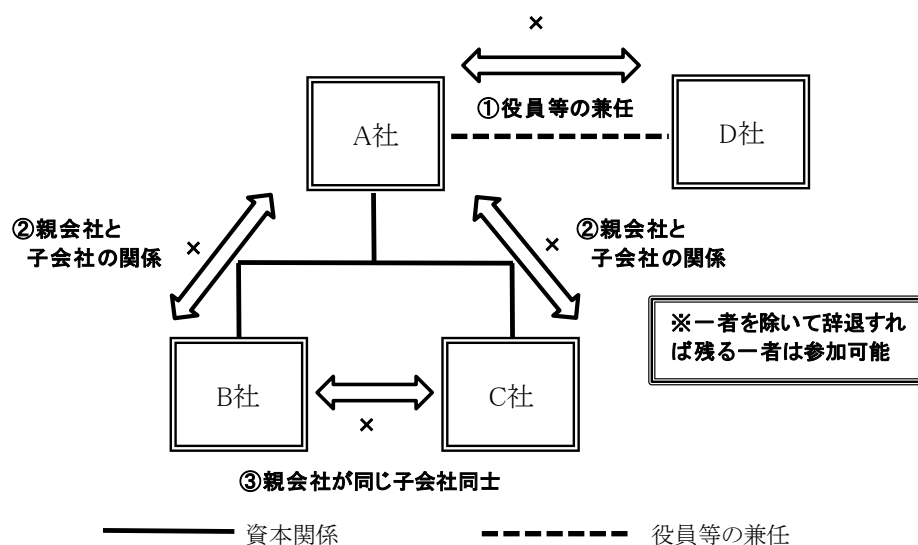
なお、調査票の様式については県庁ホームページに掲載しています。※該当がない場合は提出不要です。

ただし、前回調査は該当ありで提出された方で、今年度該当しないこととなった場合は、その旨ご提出ください。年度途中に変更があった場合は、その都度ご提出をお願いします。

【資本関係等がある会社（事業主）に係る調査票に該当する場合】

※調査対象は、両社とも熊本県へ指名願いを提出している業者に限ります。

イメージ図



※A～D社はいずれも個人事業主を含みます。

（1）人的関係

以下のいずれかに該当する場合は、様式5の「1」に御記入ください。

- ①一方の会社の役員（事業主含む。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

※役員には、監査役は除く。

（2）資本関係

以下のいずれかに該当する場合は、様式5の「2」又は「3」に御記入ください。

- ①親会社等と子会社等の関係にある場合（親子会社）

②親会社等と同じくする子会社等間士の関係にある場合（兄弟会社）

※子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

【親会社等、子会社等の定義】

会社法第2条第3号若しくは第4号に規定する親会社・子会社又は個人事業主であっても同様の関係にある者を言う。

第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

○親子会社関係の該当の有無について

他の業者又は他の業者の役員の持ち株（出資価額）の合計が、貴社の総発行株数（出資の総額）の2分の1を超える場合、親会社等に該当し、貴社又は貴社の役員が所有（出資）する他の業者の株数（他の業者への出資価額）が他の業者の総発行株数（出資の総額）の2分の1を超える場合、子会社等に該当することになります。

上記に当てはまらない場合であっても、他の業者の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約が存在する場合等、会社法第2条第3号若しくは第4号に規定する親会社・子会社又は個人事業主であっても同様の関係にある業者があれば記入してください。

○兄弟会社関係の該当の有無について

親会社等が存在する場合で、当該親会社等（又はその役員）が貴社以外の他の業者に対して、総発行株数の2分の1を超える株を保有し、又は出資の総額の2分の1を超える出資をしている場合、該当することになります。なお、この項目における「親会社等」とは業者でないものも含まれます。

※代表的な該当事例を県庁ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

※様式については、次のとおり県庁ホームページからダウンロードしてください。

[ホーム](#) > [組織で探す](#) > [土木部](#) > [監理課](#)
> [資本関係等がある会社（事業主）に係る調査について](#)

【提出先】 熊本県土木部監理課 建設業班
〒862-8570（住所記載不要）
TEL 096-333-2485

令和6年（2024年）4月12日（金）までに御提出をお願いします。